割賦販売法・自主ルール研修(FAQ)

■項目

- 1. 割賦販売法・自主ルール研修全般について
- 2. 一般研修(eラーニング方式)について
- 3. 一般研修 (講師派遣制度) について
- 4. 講師育成研修について
- 5. 講師更新研修について
- 6. 研修受講の申込みについて
- 7. コンプライアンス研修について
- 8. 会員主催研修について
- ※ 詳細は、別掲の「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」をご参照ください。

1. 割賦販売法・自主ルール研修全般について

Ⅰ. 割觝販売法・目土ルール研	
質 問 Q 1. 研修対象者は?	回答 A 1. 包括信用購入あっせん業者である会員、個別信用購入あっせん業者である会員、及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者である会員が研修対象会員となります。 この研修対象会員において、包括信用購入あっせん業務又は個別信用購入あっせん業務(以下「信用購入あっせん業務」という)、及びクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する役職員の全員が受講対象になります。 受講対象者別に、コンプライアンス研修、一般研修、講師育成研修、講師更新研修があります。
Q 2. コンプライアンス研修の 受講対象者は?	A 2. 研修対象会員であって、当協会に届出をしている <u>会員代表者</u> 並 びに信用購入あっせん業務を担当する役員及びクレジットカー ド番号等取扱契約の締結に係る業務を担当する <u>役員が受講対象</u> <u>者</u> となります。担当する役員が複数名いる場合には全員受講対象 となります。 ※一般の役職員の方も受講可能です。
Q3. コンプライアンス研修の 受講サイクルは?	A3. <u>毎年度</u> 、受講し修了させる必要があります。
Q4. 一般研修の受講対象者 は?	A 4. 信用購入あっせん業務に従事する職員及びクレジットカード番号等取扱に係る業務に従事する <u>職員全員が対象</u> になります。 これらの方々は <u>一般研修の受講が基本になります</u> 。 コンプライアンス研修対象者以外の方は、まず、この一般研修を受講してください。
Q5. 非正規職員も全員一般研修を受講しないといけないのでしょうか?	A 5. 信用購入あっせん業務に従事する非正規職員及びクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に従事する <u>非正規職員全員が対象</u> になります。 ただし、書類の仕分けなど割賦販売法及び自主ルールの義務に違反するおそれがないと認められる職務に従事する役職員は研修対象から除外されます。対象除外となる基準は次のとおりです。

	(1) 職務内容による基準 担当する業務が単なる事務処理であって、割賦販売法及び自主 ルールの義務に違反するおそれがないと認められる職務に従事 する者。 例えば、以下のような業務が該当する。 イ 書類の仕分け又は整理 ロ 郵便物等の発送又は整理 ハ 電話の取次ぎ ニ データの入力(個人情報を含まないものに限る。ただし、個 人情報を含むデータ入力の場合であっても、認定個人情報保護 団体が定める個人情報保護指針に基づき、個人情報保護に関す る研修を受講している者は対象外にすることができる) ホ クレジット申込書又はカード申込書等の担当部署等への取 次ぎ(募集行為を行わない場合に限る)
	(2) 雇用期間による基準 連続した雇用期間が3ヵ月以内である者(担当する業務が限定されており、当該業務を遂行するに際して最小限の権限のみを有する者に限る)。 最小限の権限とは、あらかじめマニュアル等で当該職員が選択できる対応方法及び選択をするための要件が定められ、その範囲内で判断する権限をいう。
Q6. 一般研修の研修受講サイクルは?	A 6. 研修計画を策定し、修了した日が属する年度の翌年度から3年度以内に受講・修了してください。また、新入社員など新たに業務に従事する職員については、できる限り早く受講・修了させるようにしてください。なお、新たに研修対象会員となったときは、原則として研修対象会員となった時から1年以内に受講対象職員を受講・修了させてください。
Q7. 一般研修の受講方法は?	A7. 協会提供のeラーニング研修、講師派遣制度を利用した研修、 又は講師資格者による会員主催研修のいずれかを受講していた だく方法があります。
Q8. 講師育成研修の受講対象 者は?	A8. 受講しようとするときから原則前3年度以内に、一般研修において、当該研修を修了した役職員で、講師になろうとする者であれば受講できます。
Q9. 講師更新研修の受講対象 者は?	A9. 講師資格の有効期間内に講師資格を更新しようとする者です。
Q10. 会員主催研修を実施しない場合でも講師資格者は必ず設置しなければならないのでしょうか?	A10. 社内教育体制の整備に資するために、講師資格者を置かなければなりません。 講師資格者の役割は、会員主催研修の研修講師を務めることだけでなく、受講対象職員に対して質問等への回答及び助言を行うことや、割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと等を通じ、社内教育体制の整備に資するよう務めることです。

Q11. 講師資格者は何人設置す ればよいのですか?

A11. 一律の設置基準はありません。

会員によって、従業員規模や営業所数等の社内組織等が異なり ますので、これらを勘案し、割賦販売法及び自主ルールを踏まえ た適正な業務を行うのに必要な人数を会員において判断してく ださい。

なお、講師資格者の人数については、社内規則等で定める必要 があります。

2.一般研修(e ラーニング方式)について		
質問	回答	
Q 1. 受講するにあたって、要件 はありますか?	A 1. 講師資格者を設置している(社内教育体制の整備が図られている) ことが要件となっています。	
Q 2. はじめて自主ルール研修を 受講する者が e ラーニング方 式の研修を受講することは可 能ですか?	A 2. 可能です。新入社員のような新たに受講対象者になった方も受講できます。ただし、上記Q 1. の受講要件を満たしている会員に限ります。	
Q3. e ラーニング研修の修了要件はありますか?	A 3. 受講開始後90日以内(受講開始日含む)に各研修コース内に設定されたテストに全問正解し、アンケートに回答することで修了となります。その期間内に修了しない場合は、再度受講となり、別途受講料がかかります。 なお、研修テキストを使用することが前提ですので、テストは原則研修テキストから出題されます。	
Q4. 受講するためには、まずど うすればよいですか? (申込責任者登録)	A 4. e ラーニングを受講するためには、J C A 資格 N E T (以下「資格 N E T」という)の申込責任者とは別に、「E ラン申込責任者登録」が必要となります。 そのうえで、受講者登録をお願いします。 詳しくは「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照してください。 ※登録機能が実装されるのは、6月中旬頃の予定です。	
Q5. テキストは必要ですか?	 A 5. 受講する研修の種類ごとに、以下の各研修テキストを使用します。テキストについては、資格NETよりデータをダウンロードしていただくか、別途購入してご使用ください。 (1)包括信用購入あっせん業務編(2025年度版) (2)クレジットカード番号等取扱契約締結業務編(2025年度版) (3)個別信用購入あっせん業務編(2025年度版) ※ カード総合研修を実施する場合は、(1)のテキストをご使用ください。(2)のテキストを使用する必要はありません。 ※ 合同①、②、③研修を実施する場合は、それぞれ以下のテキストをご使用ください。 	
	合同①研修、合同②研修・・(1)と(3)のテキスト 合同③研修・・(2)と(3)のテキスト	

Q6. E ラン申込責任者の I D と パスワードはいつ、どうやっ て届きますか?	A 6. 「Eラン申込責任者 新規登録」で登録されたメールアドレス宛に、I D (会員番号) と初期パスワードを通知します。 メール受信後ログインし、新規パスワード設定を行ってください。 送信元アドレス:kenshu@jcredit.jp
Q7. 受講者登録の方法は?	A 7. Eラン申込責任者としてログイン後、受講者の登録が可能です。 受講者登録は、すべてEラン申込責任者が行ってください。 ※今年度より協会での一括登録は行いません。具体的な登録方 法に関しては、「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照してください。
Q8. 受講者登録をしたら、すぐ に受講できますか?	A8. 受講したい研修が開講中であればすぐに受講できます。受講者のIDとパスワードは受講者登録後、受講者に自動送付されます。 ※本年度の開講日は、2025年7月1日(火)を予定しております。
Q9. 受講期間の90日は、どこを起算点と考えるのですか?	A 9. 受講者の方がログイン後、受講コースを選択し"このコースを受講"を押下した時点を受講開始日とし、その日を含み90日となります。 ※2026年3月13日(金)23:59を過ぎますと、年度内に受講修了することが出来なくなりますので、ご注意ください。 ※Eラン申込責任者画面で各受講者の受講期間が確認できます。
Q10. 例えば3月1日に受講開始 した場合、90日後の5月2 9日までに受講修了すればよ いですか?	A10. 2026年3月13日(金)23:59を過ぎますと、受講出来なくなります。必ずそれまでに受講修了するようにしてください。
Q11. 90日以内に受講が終わら なかった受講者はどうなりま すか?	A11. 再度、受講者登録から行ってください。その場合、別途受講 料がかかります。
Q12. 受講期間を延長することは できますか?	A12. 受講期間の延長はできません。
Q13. 期限内に受講を修了することが出来なかった場合で、同年度内に再度受講者登録をする際、どのようにすればよいですか?	A13. 受講者登録にあたって、当該受講者に対し同じ I Dを再度附番することは出来ないため、新しい I Dで登録し直してください。
Q14. 受講者がログイン後に行う ことはありますか?	A14. ログイン後、「パスワード設定及び情報入力」が表示されますので、新しいパスワードを設定してください。その後、受講コースを選択し、「このコースを受講」をクリックし受講してください。

Q15. E ラン申込責任者が受講者 の進捗状況を確認することは できますか?	A15. 学習履歴の取得方法は2つあります。 ①WEB画面上で表示・確認 ②CSV形式にて一覧でダウンロード 詳しい手順は「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照してください。
Q16. 受講料の請求はいつされますか?	A16. 受講開始月の翌月末までに請求書を送付します。 ただし、当月内に受講開始した受講者数に応じて請求します ので、当月に登録した受講者数=請求額の算定根拠ではありません。

3. 一般研修 (講師派遣制度) について

質問	回答	
Q 1. e ラーニング以外に一般研修(協会主催研修)を受講する方法はありますか。	A 1. 講師派遣制度による一般研修があります。実施方法には「リモート方式」と、「集合方式(対面)」があります。	
Q2. 研修の時間はどれくらいで しょうか?	A 2. 以下の所定時間(理解度測定含む)に 包括研修 A C Q 研修 個別研修 カード総合研修(包括・A C Q・個別) 合同①研修(包括・個別) 合同③研修(A C Q・個別) ※A C Q: アクワイアラ(クレジットカード番	2時間30分以上 2時間30分以上 3時間以上 3時間以上 4時間30分以上 4時間以上 4時間以上
Q3. 講師派遣制度を利用した一般研修について、入会間もない会員しか申し込めませんか? Q4. 理解度測定において、修了基準を満たさなかった場合にはどうなるのですか?	A3. いいえ、申し込みにあたって特に制限 新入社員及び異動等により信用購入あっ カード番号等取扱契約締結業務に初めて 後間もない会員の役職員を対象とするこ が、当該条件にあてはまらなくてもお申 A4. 修了の基準を満たさなかった者につい してください。	oせん業務やクレジット 従事する役職員や、入会 ことを想定しております し込みいただけます。

4. 講師育成研修について

4. 講師育成団修について 質問	回答
Q 1. 講師育成研修には、どのよ	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
うな受講方法があります	
か。	モート方式」と、「集合方式(対面)」があります。
Q 2. 講師育成研修の動画視聴	A 2. 以下の所定時間(理解度測定含む)になります。
時間はどれくらいですか?	
時間はこれくろいてすが:	包括講師育成研修
	A C Q講師育成研修
	個別講師育成研修 2時間程度
	カード総合(包括・ACQ)講師育成研修
	合同①(包括・ACQ・個別)講師育成研修
	合同②(包括・個別)、合同③(ACQ・個別)研修の動画配信
	は行いません。講師派遣制度で実施し、所定時間は同様です。
Q3. 研修テキストは何を使う	┃A3. 研修に使用するテキストは「講師研修テキスト 2025年度
のですか?	版」と、以下のテキスト(一般研修用)です。
	①包括信用購入あっせん業務編<2025年度版>
	※ カード総合講師育成研修の場合、こちらのテキストとなります。
	②クレジットカード番号等取扱契約締結業務編〈2025年度版〉
	③個別信用購入あっせん業務編<2025年度版>
	テキストはデータでの提供となります。製本されたものをご希
	望の場合は、別途購入ください。
	※講師派遣制度による集合方式の場合のみ、事前に製本された
	テキストを無料でお送りいたします。
Q4. 講師育成研修の修了要件	A4. 指定された研修時間(上記Q2.参照)を受講し、かつ、理解度
は?	測定において9割以上の正解で修了となります。理解度測定では、
	教材等の持込ができます。
	なお、7割以上9割未満の正解の場合は、一般研修を修了したも
	のとみなされます。
	<u> </u>
Q5. 講師育成研修の内容は?	
	割賦販売法・自主ルールの内容については、理解していることが
	前提となります。
	こりにり、 対対 ラと ラ」していることが、文冊女口になりより。
Q6.一般研修を修了していな	 A 6.受講しようとするときから原則前3年度以内に、一般研修におい
いと受講できませんか?	イロ・支誦しようとするとさから原則前る年度以内に、一般前層におい て当該研修を修了していることが受講要件となります。
いこ文碑できませんが:	C国該研修を修りしていることが支調安件となります。 ※講師育成研修の受講日までに一般研修の修了が確認できれば受
	次調師自成研修の受講日までに一般研修の修了が確認できれば受 講可能です。
	冊刊配しり。
0.7 英葉西州の一帆町板の地	
Q7. 受講要件の一般研修の修	A 7. 会員主催研修でも結構です。
了は、会員主催研修でもよ	
いですか?	

Q8. 講師育成研修を受講しましたが、理解度測定で9割以上得点できず、未修了となった場合、年度内に再度受講することができますか?

Q8. 講師育成研修を受講しま A8. 可能です。講師育成研修の受講回数に制限はありません。

5. 講師更新研修について

り、神師史初切修について 質問	回答
Q1.講師更新研修には、どのよ	
うな受講方法がありますか。	講師派遣制度を利用した受講も可能です。その場合の実施方法は、「リモート方式」と、「集合方式(対面)」があります。
Q 2. 講師更新研修の研修時間は どれくらいですか?	
Q3. 研修テキストは何を使うの ですか?	A3. 研修に使用するテキストは「講師研修テキスト 2025年 度版」と、以下のテキスト(一般研修用)です。
	①包括信用購入あっせん業務編<20025年度版> ※ カード総合講師育成研修の場合、こちらのテキストとなります。 ②クレジットカード番号等取扱契約締結業務編<2025年度版> ③個別信用購入あっせん業務編<2025年度版>
	<u>テキストはデータでの提供となります。製本されたものをご希望の場合は、別途購入ください。</u> ※講師派遣制度による集合方式の場合のみ、事前に製本された テキストを無料でお送りいたします(送料は協会負担)。
Q4. 講師更新研修の修了要件 は?	A 4. 講師更新研修を受講した者のうち、指定した研修内容を所定の研修時間(上記Q2.参照)受講した者を、講師更新研修の修了者と認定します。 ※理解度測定は行いません。
Q5. 講師資格者は講師更新研修 を受講・修了すれば、一般研 修を受講・修了しなくてもよ いですか?	A 5. 講師資格者は、講師資格の期限内に講師更新研修を受講・修 了すれば、一般研修を受講する必要はありません。
Q6. クレカウンセラーに認定され、講師資格を取得した場合にも、更新研修の受講・修了は必要ですか?	A 6. クレカウンセラーに認定された場合でも、講師資格の期限内に講師更新研修を受講・修了しないと講師資格は更新されません。なお、講師資格を失効してもクレカウンセラー資格は失効しません。
Q7. 講師更新研修の内容は?	A7. 講師資格者の能力の維持及び向上を図るための内容です。

- Q8. 講師更新研修は登録区分に 応じた研修コースになってい るのですか?
- A 8. 各登録区分(包括, 個別, A C Q) に応じ、4 つの研修コース (カード総合, 個別, A C Q, 合同) となっています。
- ※包括区分のみの方はカード総合講師更新研修をご受講ください。 ※包括、個別、ACQの3つの講師資格を更新されたい場合は、 合同講師更新研修をご受講ください。
- Q9. 講師資格の有効期間はどの ようになっていますか。
- A 9. 講師資格認定(又は現講師資格者の更新研修の修了)の日から3年を経過した日が属する年度の末日までとなっています。

例えば、2022年7月2日に講師資格を取得した場合は、2025年7月1日に3年が経過するので、その日が属する年度は2025年度ということになります。このため、2026年3月31日までが講師資格の有効期間となり、その日までに講師更新研修を受講することとなります。

(例) 2022年度に講師資格を認定された方の場合

2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
資格取得 【	講師資格の有効期間	2026年3月31日まで	 >
または			
資格更新			
			(例)
			2026年3月31日までに
			講師更新研修を受講・修了

- Q10. 講師資格の有効期間満了日までに講師更新研修を受講できませんでした。どのようにしたらよいですか?
- A10. 講師資格の有効期間の満了日の考え方は、講師資格認定日(講師更新研修の受講日)から3年を経過した日が属する年度の末日(毎年3月31日)となります。

ただし、病欠や産休等やむを得ない事由がある場合(事前の申し出が必要。下記Q11.参照)で、この有効期間中に講師更新研修を受講できない場合には、1年間(毎年3月31日まで)受講期間を延長することが認められます。

なお、この1年間で講師更新研修を受講し、研修の修了認定 の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止となりますの で、会員主催研修の講師を務めることはできません。

- Q11. 上記Q10. の「やむを得ない事由」とはどのような事由ですか。その場合はどのような手続きをとればよいですか?
- A11. 有効期間の満了日までに講師更新研修を受講できない「やむを得ない事由」とは、受講対象者が病欠等であったときで、協会がその事由を認めた場合です。受講対象者の業務都合や異動など会員の都合によるものは「やむを得ない事由」に該当しません。

「やむを得ない事由」の協会への届出は、当該受講対象者の 講師資格満了日が属する年度内までに会社の申込責任者から お願いいたします。 Q12. 講師資格の有効期間の満了 日までに講師更新研修を受講 できない場合は、講師資格は 失効するのですか? A12. 講師資格の有効期間の満了日までに講師更新研修を受講できない場合は、協会が保存する講師資格者台帳から削除され、失効となります。

協会へ「やむを得ない事由」を届出された場合は、有効期間 満了日から1年間(毎年3月31日まで)までは講師資格者台 帳から削除されませんので、その間に講師更新研修を受講して ください。

なお、講師資格を更新しない場合には、定められた期間内に 一般研修を受講・修了してください。

Q13. 講師資格の有効期間の満了 日までに、都合の良い受講日 程がありません。 A13. 講師更新研修の申込みが遅れた場合には、当該年度内の開催 回がすべて終了している可能性もございます。

そのため、その年度に開催される研修予定日を事前にご確認 のうえ、早めに受講していただきますようお願いします。

受講対象者の多い会員にあっては、開催回によっては定員オーバーになる場合もあり得るため、少人数ずつに分けるなど、計画的に受講されることをお勧めします。

Q14. 講師更新研修の受講対象者 はリストが送られてくるので すか? A14. 受講対象者リストの送付や当協会からの受講確認はしません。

資格NETにて、「今年度有効期間満了者」「前年度未受講者 又は未修了者」「前年度有効期間満了者」で受講対象者を検索の うえ、各社策定の研修計画に基づいて受講させてください。

6. 研修受講の申込みについて

質問	回答
Q 1. 自主ルール研修の申込方法 は?	
Q2. 資格NETでの申込締切は いつですか?	A 2. 資格NETから申込いただく講師育成研修・講師更新研修は、 月単位で申込締切日を設定しており、研修開催月の前々月最終 日の23時までが申込締切期限となります。 詳しくは「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要 領」をご確認ください。
Q3. 資格NETのページに移行 するには?	A3. 協会ホームページ ⇒ 活動の下部の「JCA資格ネット」を クリックし、資格NET画面に遷移してください。 トップページに「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を掲載していますのでご確認ください。

Q4. 資格NETからログインする手順は?	A 4. 次の手順によってログインしてください。 ① 資格NET画面「申込責任者の方」 ⇒ 「書面又は資格NETにて申込責任者登録をお済の方」の「ログイン画面へ進む」をクリック ② 研修種別が「割賦販売法・自主ルール研修」となっていますので、貴社の会員番号(9桁)とパスワードを入力してください。
	※ 割賦販売法・自主ルール研修の申込責任者は1社につき1名 のみ設定可能です。資格NETから、申込責任者やメールア ドレス、パスワード等の変更ができます。
Q5. 資格NETで申込締切日後 に受講対象者の受講地や受講 日の変更はできますか?	A 5. 資格NETでの申込締切日までは、資格NET上で受講対象者の属性(営業所、部署、役職)、希望受講地等の変更及び受講キャンセルができます。 申込締切日後に変更が生じた場合には、申込責任者宛に送付している「受講者台帳」の余白に変更事項等をご記入の上、当協会自主規制部までメール(kenshu@jcredit.jp)またはFAXでお送りください。 なお、研修受講後に合否結果が反映された後に合格者(講師資格者)の「営業所」「部署」「役職」の変更は可能です。合格者の氏名変更は資格NETからできませんので、協会にご連絡ください。

7. コンプライアンス研修について

2025年度のコンプライアンス研修については、別途、9月頃に<u>「2025年度</u>割賦販売法・自 <u>主ルール研修 コンプライアンス研修」ご案内</u>を、協会の会員専用ページならびに資格NETに掲載し、 メール配信にてご連絡いたしますので、ご参照ください。

8. 会員主催研修について

8. 云貝土惟切修にづい	
質問	回答
Q 1. 実施の方法は?	A 1. 対面による集合方式での研修が基本となります。
Q 2. 研修テキストは何を使うのですか?	A 2. 集合方式・e ラーニング方式にかかわらず、協会作成の各研修テキストを使用することが基本です。テキストは、以下のものを使用します。下記以外の過去のテキストの使用は不可となります。 (1)包括信用購入あっせん業務編<2025年度版> (2)クレジットカード番号等取扱契約締結業務編<2025年度版> (3)個別信用購入あっせん業務編<2025年度版> ※カード総合研修を実施する場合は、(1)のテキストをご使用ください。 (2)のテキストを使用する必要はありません。 ※合同①、②、③研修を実施する場合は、それぞれ以下のテキストをご使用ください。 日同①研修、合同②研修・・(1)と(3)のテキスト合同③研修・・(2)と(3)のテキスト

また、各研修テキストと併せて、会員において特有の業務内容に関する 事項がある場合は、会員が当該事項に関する内容の教材資料を作成し、研 修を行うこともできます。なお、上記テキストは、PDFファイルによる データ提供(無料)も行います。会員主催研修においては、受講者全員が それぞれ本テキスト(データを含む。)を使用して受講してください。

Q3. テキストはどのように購入することができますか?

- A3. テキスト購入の方法は、2通りあります。
 - ①資格NETにログインし、直接お申し込みください。
 - ②「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」の「割賦販売法・自主ルール研修テキスト申込書」に必要事項をご記入のうえ、以下の宛先にメール又はFAX、郵送等にてお申し込みください。

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町 住生日本橋小網町ビル6階 一般社団法人日本クレジット協会 自主規制部 行

メール: kenshu@jcredit.jp

TEL: 03-5645-3303 (割賦販売法・自主ルール研修担当直通)

FAX: 03-5643-0080

- ※ 同一テキストを100部以上の購入の場合、当該テキストについては 1割引となります。ただし、送付先は1ヶ所に限らせていただきます。
- 例)・包括テキスト120部ご購入の場合…割引適用
 - ・包括テキスト30部と個別テキスト70部ご購入の場合…<u>割引適用なし</u>
- ※ 本年度よりテキスト料金の改定(1冊あたり500円(税別)の値上げ) を行っております。
- ※ 送料は協会にて負担します。

Q4. 一般研修の研修時間はどれくらい時間を確保しなければいけないのでしょうか?

A4. 以下の研修時間(理解度測定含む)を確保してください。

包括研修	2時間30分以上
ACQ研修	2時间30万以上
個別研修	3時間以上
カード総合(包括・ACQ)研修	3 時间以上
合同①(包括・ACQ・個別)研修	4時間30分以上
合同②(包括・個別)研修	4時間以上
合同③(ACQ·個別)研修	4 时间以上

また、所定の研修時間を満たす場合は、年度内に分割して実施することもできます。

なお、2巡目以降の一般研修受講対象者については、研修テキストの趣 旨等を中心に短縮した時間で行なう一般研修で実施することもできます。 その際の研修時間や実施要領は以下の通りです。

対 象:一般研修更新受講者(2巡目以降の受講者) 研修時間:以下のとおり(理解度測定30分を含む)

※理解度測定への、数材等の持込は不可となります。

<u> 水理肝及例是「砂、软物等切剂是16年号已备了65</u> 。	
包括研修	
ACQ研修	2 時間以上
個別研修	乙时间以上
カード総合(包括・ACQ)研修	
合同①(包括・ACQ・個別)研修	3 時間以上
合同②(包括・個別)研修	2時間30分以上
合同③(ACQ・個別)研修	2時间30分以上

Q5. 理解度測定の方法 は?	│A5.研修の最後に30分間の理解度測定を実施します。 │ │
Q 6. 理解度測定の問題 はどのように用意すれ ばいいですか?	A 6. 以下のいずれかの問題を使用することができます。 (1)協会が提供する会員主催研修用の理解度測定問題(30問)を使用します。 (2)協会が提供する理解度測定問題一覧から、協会が定める基準に基づき、30問を選択のうえ作成し使用することができます。 (3)上記(2)に、会員が特有の業務に応じた問題を作成して追加し使用することもできます。この場合は、5問(問題合計数35問)まで追加ができます。 ※(1)、(2)については協会で作成後、資格NETに常時掲出予定です。 従来の利用申請は不要です。本年度は6月頃に掲出の予定です。
Q7. 一般研修の修了要 件は?	A 7. 指定された研修時間(上記Q 4. 参照)を受講し、かつ、理解度測定において 7割以上の正解で修了者となります。 なお、理解度測定はテキスト等を持込み参照することもできます(会員の判断によりテキスト等を参照せず理解度測定を行うことも可能です)。 2 巡目以降の受講者を対象に短縮した時間で行う一般研修における理解度測定には、教材等の持込は不可となります。
Q8. 理解度測定において、修了基準を満たさなかった場合にはどうなるのですか?	A8. 当該研修実施日が属する年度内において、再度、理解度測定のみを実施し、当該研修の基準を満たすことで修了が認められます。なお、この場合も講師資格者が実施してください。
Q9. 包括、アクワイア ラ、個別の業務を営む 会員ですが、必ず合同 ①研修を実施しなけれ ばならないですか?	A9.全登録区分の業務を営む会員は、カード総合研修と個別研修をそれぞれ 分けて実施することもできます。
Q10. 包括、アクワイア ラ、個別の業務を営 む会員ですが、全て の受講対象者が、必 ずすべての登録区分 の研修を受講しなけ ればならないです か?	A10. 原則、研修対象会員の登録区分に応じた研修を受講することになります。 ただし、受講対象職員の担当業務が限定されている場合には、当該従事し ている業務に応じた研修のみの受講ができます。
Q11. 双方向性のあるテレビ会議システムを使用した研修も、会員主催研修としてみなされますか?	A11. 双方向性のあるテレビ会議システムを使用した研修も条件(即時かつ双方向での動画映像による通話ができること、等)を満たせば会員主催研修とみなされます。 詳細については、「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照ください。

- Q 12. 動画教材を使用 し、双方向性のない テレビ会議システム 等を活用した研修も できますか?
 - A12. 事前に協会に届出た動画教材等を使用して実施する場合は可能です。 詳細については、「2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」 を参照ください。